

### あんしんリフォーム工事瑕疵保険設計施工基準 新旧対比表

条文	変更後	変更前	変更内容
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 趣旨</p> <p>第2条 関係法令</p> <p>第3条 本基準により難しい仕様</p>	<p style="text-align: center;">リフォーム工事瑕疵担保責任保険 <b>あんしんリフォーム工事瑕疵保険 設計施工基準</b> ＜2025年4月1日以降の新規申込受理契約用＞</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 本基準は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第19条第2号に規定する保険契約の住宅（ただし、既に人の居住の用に供したことがある住宅に限る）のリフォーム工事を保険の目的とするものの申込を行う住宅の設計施工に関する技術的な基準を定める。</p> <p>(関係法令)</p> <p>第2条 申込住宅は、第2章、第3章、第4章及び第5章に定めるもののほか、住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条第1項に規定する構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に係る建築基準法等の関係法令によるものとする。</p> <p>(本基準により難しい仕様)</p> <p>第3条 本基準により難しい仕様であっても、住宅あんしん保証が、本基準と同等の性能が確保されていると認めた場合は、本基準によらないことができる。</p>	<p style="text-align: center;">リフォーム工事瑕疵担保責任保険 <b>あんしんリフォーム工事瑕疵保険 設計施工基準</b> ＜2022年4月1日以降の新規申込受理契約用＞</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 本基準は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第19条第2号に規定する保険契約の住宅（ただし、既に人の居住の用に供したことがある住宅に限る）のリフォーム工事を保険の目的とするものの申込を行う住宅の設計施工に関する技術的な基準を定める。</p> <p>(関係法令)</p> <p>第2条 申込住宅は、第2章、第3章、第4章及び第5章に定めるもののほか、住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条第1項に規定する構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に係る建築基準法等の関係法令によるものとする。</p> <p>(本基準により難しい仕様)</p> <p>第3条 本基準により難しい仕様であっても、住宅あんしん保証が、本基準と同等の性能が確保されていると認めた場合は、本基準によらないことができる。</p>	

条文	変更後	変更前	変更内容
<p>第4条 リフォーム工事を 行う部位に係る基準</p> <p>第2章 木造住宅 第1節 構造耐力上主要な部 分 第5条 地盤調査等</p> <p>第6条 地盤補強及び地業</p>	<p>(リフォーム工事を 行う部位に係る基準)</p> <p>第4条 リフォーム工 事を 行う部位に係る基準 は、次に掲げるもの とする。</p> <p>(1) リフォーム工 事に用いる材料、什 器、設備、工法等を 供給する各製造者 が指定する仕様・ 施工方法に基づき、 適切に施工するもの とする。</p> <p>(2) (1) 以外の材 料、什器、設備、工 法等で、建築工事、 電気工事、給排水衛 生工事、空調設備等 の工事において、社 会通念上妥当と考 えられない事象(ぐ らつき・がたつき・ 剥がれ・膨れ・水漏 れ等の不具合)が生 じないように、適切 に施工するものとし る。</p> <p>第2章 木造住宅 第1節 構造耐力上 主要な部分</p> <p>(地盤調査等)</p> <p>第5条 基礎の設計 に先立ち、敷地及び 敷地の周辺状況等に ついて適切な現地調 査を行ったうえで、 設計者等の判断に応 じて地盤調査を行う ものとする。</p> <p>2 地盤調査は、地 盤の許容応力度及び 軟弱地盤又は造成地 盤等が判断できる調 査を行い、実施する 地盤調査方法や敷地 条件に応じた計測箇 所で計測を行うもの とする。</p> <p>(地盤補強及び地 業)</p> <p>第6条 地盤補強が 必要である場合は、 設計者等の判断に基</p>	<p>(リフォーム工事を 行う部位に係る基準)</p> <p>第4条 リフォーム工 事を 行う部位に係る基準 は、次に掲げるもの とする。</p> <p>(1) リフォーム工 事に用いる材料、什 器、設備、工法等を 供給する各製造者 が指定する仕様・ 施工方法に基づき、 適切に施工するもの とする。</p> <p>(2) (1) 以外の材 料、什器、設備、工 法等で、建築工事、 電気工事、給排水衛 生工事、空調設備等 の工事において、社 会通念上妥当と考 えられない事象(ぐ らつき・がたつき・ 剥がれ・膨れ・水漏 れ等の不具合)が生 じないように、適切 に施工するものとし る。</p> <p>第2章 木造住宅 第1節 構造耐力上 主要な部分</p> <p>(地盤調査等)</p> <p>第5条 基礎の設計 に先立ち、敷地及び 敷地の周辺状況等に ついて適切な現地調 査を行ったうえで、 設計者等の判断に応 じて地盤調査を行う ものとする。</p> <p>2 地盤調査は、地 盤の許容応力度及び 軟弱地盤又は造成地 盤等が判断できる調 査を行い、実施する 地盤調査方法や敷地 条件に応じた計測箇 所で計測を行うもの とする。</p> <p>3 地盤調査の結果 は、適切に保管す る。</p> <p>(地盤補強及び地 業)</p> <p>第6条 地盤補強が 必要である場合は、 設計者等の判断に基</p>	<p>・条項の削除</p>

条文	変更後	変更前	変更内容
<p>第7条 基礎</p>	<p>づき地盤補強工法を選定し、建物に有害な沈下等が生じないように地盤補強を施すものとする。</p> <p>2 小口径鋼管杭、柱状改良（深層混合処理工法）又は表層改良（浅層混合処理工法）を行う場合は、次の各号により、建物に有害な沈下等の生じる恐れがないことを確認する。</p> <p>（1）小口径鋼管杭を使用する場合において、杭先端は建物に有害な沈下等への対策として有効な支持層に達するものとする。</p> <p>（2）柱状改良（深層混合処理工法）を行う場合において、改良体の径、長さ及び配置は、長期許容鉛直支持力及び原則として沈下量の計算により決定する。ただし、改良体直下の層が建物に有害な沈下等の生じる恐れがない地盤であることが確認できた場合は沈下量の計算を省略することができる。また、やむを得ず改良体の先端を軟弱層までとする場合の長期許容鉛直支持力の計算は、土質が把握できる調査又は試験等の結果に基づいて行う。</p> <p>（3）表層改良（浅層混合処理工法）を行う場合において、改良地盤直下の層が建物に有害な圧密沈下等の生じる恐れがない地盤であることを確認し、改良地盤の厚さは施工性を考慮して決定するものとする。</p> <p>3 砕石地業等必要な地業を行う。</p> <p>（基礎）</p> <p>第7条 基礎は、第5条（地盤調査等）及び第6条（地盤補強及び地業）の結果に基づき、建物に有害な沈下等が生じないように設計する。</p>	<p>づき地盤補強工法を選定し、建物に有害な沈下等が生じないように地盤補強を施すものとする。</p> <p>2 小口径鋼管杭、柱状改良（深層混合処理工法）又は表層改良（浅層混合処理工法）を行う場合は、次の各号により、建物に有害な沈下等の生じる恐れがないことを確認する。</p> <p>（1）小口径鋼管杭を使用する場合において、杭先端は建物に有害な沈下等への対策として有効な支持層に達するものとする。</p> <p>（2）柱状改良（深層混合処理工法）を行う場合において、改良体の径、長さ及び配置は、長期許容鉛直支持力及び原則として沈下量の計算により決定する<u>ものとする</u>。ただし、改良体直下の層が建物に有害な沈下等の生じる恐れがない地盤であることが確認できた場合は沈下量の計算を省略することができる。また、やむを得ず改良体の先端を軟弱層までとする場合の長期許容鉛直支持力の計算は、土質が把握できる調査又は試験等の結果に基づいて行う<u>ものとする</u>。</p> <p>（3）表層改良（浅層混合処理工法）を行う場合において、改良地盤直下の層が建物に有害な圧密沈下等の生じる恐れがない地盤であることを確認し、改良地盤の厚さは施工性を考慮して決定するものとする。</p> <p>3 砕石地業等必要な地業を行う<u>ものとする</u>。</p> <p>（基礎）</p> <p>第7条 基礎は、第5条（地盤調査等）及び第6条（地盤補強及び地業）の結果に基づき、建物に有害な沈下等が生じないように設計する。</p> <p><u>2 べた基礎は、構造計算、別に定める「べた基礎配筋について」（別紙2）又は設計者の工学的判断等により基礎設計を行う</u></p>	<p>・ 文言の修正</p> <p>・ 文言の修正</p> <p>・ 文言の修正</p> <p>・ 条項の削除</p>

条文	変更後	変更前	変更内容
<p>第8条 上部躯体</p>	<p>2 基礎の立上り部分の高さは、原則として、地上部分で 300 mm以上とする。</p> <p>3 基礎の補修（表面クラック含む）・修繕・補強等は、材料、工法等を供給する各製造者が指定する仕様・施工方法に基づき適切に施工するものとする。</p> <p>（上部躯体）</p> <p>第8条 リフォーム工事に伴い、構造耐力上主要な部分への部分的な加工を行う場合は、耐力上支障のある加工とならないように適切に施工又は補強措置を行うものとする。</p>	<p><u>うものとする。</u></p> <p>3 基礎の立上り部分の高さは、原則として、地上部分で 300 mm以上とする。</p> <p>4 基礎の補修（表面クラック含む）・修繕・補強等は、材料、工法等を供給する各製造者が指定する仕様・施工方法に基づき適切に施工するものとする。</p> <p>（上部躯体）</p> <p>第8条 リフォーム工事に伴い、構造耐力上主要な部分への部分的な加工を行う場合は、耐力上支障のある加工とならないように適切に施工又は補強措置を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条項のナンバー変更</li> <li>・条項のナンバー変更</li> </ul>
<p>第2節 雨水の浸入を防止する部分</p> <p>第9条 屋根の防水</p>	<p>第2節 雨水の浸入を防止する部分</p> <p>（屋根の防水）</p> <p>第9条 <u>勾配屋根は屋根葺き材に応じて適切な勾配とし、屋根の仕様に</u>に応じて下葺き材を施す。</p> <p>2 <u>下葺き材の品質及び葺き方は、次の各号に適合するものとする。</u></p> <p>（1）<u>下葺き材は、JIS A 6005(アスファルトルーフィングフェルト)に適合するアスファルトルーフィング 940</u> 又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。</p> <p>（2）長手方向を横向きに用い、上下(流れ方向)は 100 mm以上、左右は 200 mm以上重ね合わせる。</p> <p>（3）谷部及び棟部は、谷底又は棟頂部より両方向へそれぞれ 250mm 以上重ね合わせる。ただし、<u>下葺き材製造者が定め</u></p>	<p>第2節 雨水の浸入を防止する部分</p> <p>（屋根の防水）</p> <p>第9条 <u>屋根は、勾配屋根とし、屋根ふき材に応じて適切な勾配とする。なお、陸屋根については、第10条(バルコニー及び陸屋根)に規定する。</u></p> <p>2 <u>屋根には、下ぶきを施すものとし、下ぶき材の品質及びふき方は次の各号に適合するものとする。</u></p> <p>（1）<u>下ぶき材は、JIS A 6005 (アスファルトルーフィングフェルト) に適合するアスファルトルーフィング 940</u> 又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。</p> <p>（2）長手方向を横向きに用い、上下（流れ方向）は 100 mm以上、左右は 200 mm以上重ね合わせる<u>ものとする。</u></p> <p>（3）谷部及び棟部は、谷底又は棟頂部より両方向へそれぞれ 250mm 以上重ね合わせるものとする。ただし、<u>下ぶき材製</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文言の修正</li> <li>・文言の修正</li> <li>・文言の修正</li> <li>・文言の修正</li> <li>・文言の修正</li> </ul>

条文	変更後	変更前	変更内容
<p>第10条 バルコニー及び陸屋根の防水</p>	<p>る施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。</p> <p>(4) 屋根面と壁面の取合い部においては、壁面に沿って250mm以上かつ雨押え上端より50mm以上立ち上げる。</p> <p><u>3 天窓及び煙突等の屋根開口部又は貫通部の周囲は、天窓製造者、煙突製造者又は屋根葺き材製造者の施工基準に基づいて防水措置を講じる。</u></p> <p><u>4 太陽光発電パネル等を設置する場合は、当該設備製造者の施工基準に基づいて防水措置を講じる。</u></p> <p>(バルコニー及び陸屋根の防水)</p> <p><u>第10条 防水下地面の勾配は、1/50以上とする。ただし、防水材料製造者が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。</u></p> <p>2 防水材料は、下地の変形及び目違いに対し安定したもので、かつ、破断又は孔あきが生じにくいものとし、<u>防水工法は以下のいずれかとする。</u>なお、歩行を前提とする場合は、強度や耐久性を確保する。</p> <p>(1) 金属板(鋼板) 葺き</p> <p>(2) 塩化ビニル樹脂系シート防水工法</p> <p>(3) アスファルト防水工法</p> <p>(4) 改質アスファルトシート防水工法</p> <p>(5) FRP系塗膜防水工法。<u>ただし、ガラスマット補強材を2層(ツープライ)以上とする。なお、防水材料製造者が定める施工基準に基づいて施工する場合は、1層以上とすることができる。</u></p>	<p>造者の施工基準においてふき材の端部に止水措置を施すなど、<u>当該基準が雨水の浸入を防止するために適切であると認められる場合は当該基準によることができる。</u></p> <p>(4) 屋根面と壁面の取合い部においては、壁面に沿って250mm以上かつ雨押え上端より50mm以上立ち上げる。</p> <p><u>3 天窓の周囲は、天窓及び屋根ふき材製造者が指定する施工方法に基づいて防水措置を施すものとする。</u></p> <p>(バルコニー及び陸屋根の防水)</p> <p><u>第10条 床は、1/50以上の勾配を設けるものとする。ただし、防水材料製造者の施工基準において表面排水を行いやすい措置を施すなど、当該基準が雨水の浸入を防止するうえで適切であると認められる場合は当該基準によることができる。</u></p> <p>2 防水材料は、下地の変形及び目違いに対し安定したもので、かつ、破断又は孔あきが生じにくいものとし、<u>以下の防水工法のいずれかに適合するものとする。</u>なお、歩行を前提とする場合は、強度や耐久性を確保するものとする。</p> <p>(1) 金属板(鋼板) ふき</p> <p>(2) 塩化ビニル樹脂系シート防水工法</p> <p>(3) アスファルト防水工法</p> <p>(4) 改質アスファルトシート防水工法</p> <p>(5) FRP系塗膜防水工法。<u>ただし、ガラスマット補強材を2層(ツープライ)以上とすること。なお、防水材料製造者の施工基準において、施工面積が小さく、ガラスマット補強材に十分な強度が認められる場合など、当該基準が雨水の浸入を</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言の修正</li> <li>・ 文言の修正</li> <li>・ 条項の追加</li> <li>・ 文言の修正</li> <li>・ 文言の修正</li> <li>・ 文言の修正</li> <li>・ 文言の修正</li> </ul>

条文	変更後	変更前	変更内容
	<p>(6) FRP系塗膜防水と改質アスファルトシート防水又はウレタン塗膜防水を組み合わせた工法</p> <p>3 壁面との取合い部(手すり壁又はパラペット(本条において、以下「手すり壁等」という。))との取合い部を含む。)の防水層は、開口部の下端で120mm以上、それ以外の部分で250mm以上立ち上げ、取合い部に防水テープやシーリングを用いる等、適切な止水措置を講じる。</p> <p>4 排水溝は勾配を確保し、排水ドレン取付部は防水層の補強措置及び取合い部に適切な止水措置を講じる。</p> <p>5 手すり壁等は、次の各号による。</p> <p>(1) 防水紙は、JIS A 6005 (アスファルトルーフィングフェルト) に適合するアスファルトフェルト430、JIS A 6111 (透湿防水シート) に適合する外壁用透湿防水シート又はこれらと同等以上の防水性能を有するものとする。</p> <p>(2) 防水紙は、手すり壁等の下端から張り上げ、手すり壁等の上端部で重ね合わせる。<u>ただし、防水材製造者等が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。</u></p> <p>(3) 上端部は、金属製の笠木を設置するなど適切な防水措置を講じる。</p> <p>(4) 上端部に笠木等を釘やねじを用いて固定する場合は、釘又はねじ等が防水層を貫通する部分にあらかじめ防水テープやシーリングなどを用い、適切な止水措置を講じる。</p> <p>(5) 外壁を通気構法とした場合の手すり壁等は、外壁の通気を妨げない構造とする。</p> <p>6 太陽光発電パネル等を設置する場合は、当該設備製造者</p>	<p><u>防止するために適切であると認められる場合は1層以上とすることができる。</u></p> <p>(6) FRP系塗膜防水と改質アスファルトシート防水又はウレタン塗膜防水を組み合わせた工法</p> <p>3 壁面との取り合い部(手すり壁又はパラペット(本条において、以下「手すり壁等」という))との取り合い部を含む。)の防水層は、開口部の下端で120mm以上、それ以外の部分で250mm以上立ち上げ、取合い部に防水テープやシーリングを用いる等、適切な止水措置を施すものとする。</p> <p>4 排水溝は勾配を確保し、排水ドレン取付部は防水層の補強措置及び取合い部の止水措置を施すものとする。</p> <p>5 手すり壁等は、次の各号による<u>防水措置を施すものとする。</u></p> <p>(1) 防水紙は、JIS A 6005 (アスファルトルーフィングフェルト) に適合するアスファルトフェルト430、JIS A 6111 (透湿防水シート) に適合する外壁用透湿防水シート又はこれらと同等以上の防水性能を有するものとする。</p> <p>(2) 防水紙は、手すり壁等の下端から張り上げ、手すり壁等の上端部で重ね合わせる<u>ものとする。</u></p> <p>(3) 上端部は、金属製の笠木を設置するなど適切な防水措置を<u>施すものとする。</u></p> <p>(4) 上端部に笠木等を釘やねじを用いて固定する場合は、釘又はねじ等が防水層を貫通する部分にあらかじめ防水テープやシーリングなどを用い<u>止水措置を施すものとする。</u></p> <p>(5) 外壁を通気構法とした場合の手すり壁等は、外壁の通気を妨げない構造とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言の修正</li> <li>・ 条項の追加</li> </ul>

条文	変更後	変更前	変更内容
<p>第 11 条 外壁の防水</p>	<p><u>の施工基準に基づいて防水措置を講じる。</u></p> <p>(外壁の防水)</p> <p>第 11 条 外壁は、防水紙又は雨水の浸入もしくは浸透を防止する仕上げ材等を用い、<u>構法に応じた防水措置を講じる。</u></p> <p>2 防水紙の品質及び張り方は、次の各号による。</p> <p>(1) 通気構法(外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造)とした外壁に用いる防水紙は、JIS A 6111(透湿防水シート)に適合する外壁用透湿防水シート又はこれと同等以上の透湿性能及び防水性能を有するものとし、通気層の躯体側に施す。</p> <p>(2) 前号以外の外壁に用いる防水紙は、JIS A 6005(アスファルトルーフィングフェルト)に適合するアスファルトフェルト 430 又はこれと同等以上の防水性能を有するもの(外壁用透湿防水シートを除く。)とする。</p> <p>(3) 防水紙の重ね合わせは、上下、左右とも 90mm 以上(左右の重ね合わせは、窯業系サイディング仕上げ及び<u>金属サイディング仕上げ</u>では 150mm 以上)とする。<u>ただし、サイディング材製造者等が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。</u></p> <p>(4) 外壁開口部の周囲(サッシ、その他の壁貫通口等の周囲)は、防水テープを用い防水紙を密着させる。<u>ただし、先張り防水シート又は外壁開口部の周囲専用の防水部材を用いて適切な防水措置を講じる場合は、この限りではない。</u></p> <p>3 ALC パネルその他これらに類する材料を用いた外壁の表面には、次の各号のいずれかに該当する雨水の<u>浸入又は浸透</u></p>	<p>(外壁の防水)</p> <p>第 11 条 外壁は、防水紙又は雨水の浸透を防止する仕上材等を用い、<u>構造方法に応じた防水措置を施すものとする。</u></p> <p>2 防水紙の品質及び張り方は、次の各号による<u>ものとする。</u></p> <p>(1) 通気構法(外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造)とした外壁に用いる防水紙は、JIS A 6111(透湿防水シート)に適合する外壁用透湿防水シート又はこれと同等以上の透湿性能及び防水性能を有するものとし、通気層の躯体側に施す<u>ものとする。</u></p> <p>(2) 前号以外の外壁に用いる防水紙は、JIS A 6005(アスファルトルーフィングフェルト)に適合するアスファルトフェルト 430 又はこれと同等以上の防水性能を有するもの(透湿防水シートを除く。)とする。</p> <p>(3) 防水紙の重ね合わせは、上下、左右とも 90mm 以上(左右の重ね合わせは、窯業系サイディング仕上げ及び<u>金属系サイディング仕上げ</u>では 150mm 以上)とする。<u>ただし、サイディング材製造者の施工基準においてサイディング材の目地や継ぎ目からの雨水の浸入を防止するために有効な措置を施すなど、当該基準が適切であると認められる場合は当該基準によることができる。</u></p> <p>(4) 外壁開口部の周囲(サッシ、その他の壁貫通口等の周囲)は、防水テープを用い防水紙を密着させる<u>ものとする。</u></p> <p>3 ALC パネルその他これらに類する材料を用いた外壁の表面には、次の各号のいずれかに該当する雨水の<u>浸透</u>を防止す</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言の修正</li> </ul>

条文	変更後	変更前	変更内容
<p>第 12 条 乾式の外壁仕上げ</p>	<p>を防止する仕上げ材等の防水措置を講じる。</p> <p>(1) JIS A 6909 (建築用仕上塗材) の薄付け仕上塗材に適合する防水形外装薄塗材 E</p> <p>(2) JIS A 6909 (建築用仕上塗材) の厚付け仕上塗材に適合する外装厚塗材 E</p> <p>(3) JIS A 6909 (建築用仕上塗材) の複層仕上塗材に適合する複層塗材 CE、可とう形複層塗材 CE、防水形複層塗材 CE、複層塗材 Si、複層塗材 E 又は防水形複層塗材 E</p> <p>(4) JIS A 6021 (建築用塗膜防水材料) の外壁用塗膜防水材に適合するアクリルゴム系</p> <p>(5) 前各号に掲げるものと同等以上の性能を有するもの</p> <p>(乾式の外壁仕上げ)</p> <p>第 12 条 外壁を乾式仕上げ (第 3 項のものを除く。) とする場合は、通気構法とする。</p> <p>2 サイディング仕上げとする場合は、次の各号による。</p> <p>(1) サイディング材は、JIS A 5422 (窯業系サイディング)、JIS A 6711 (複合金属サイディング) に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。</p> <p><u>(2) 通気層は通気胴縁又は専用の通気金具を用いて確保し、通気胴縁の幅は 45mm 以上、サイディング材のジョイント部に用いるものは幅 90mm 以上(45mm 以上を 2 枚あわせたものを含む。)とする。ただし、サイディング材製造者等が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。</u></p> <p>(3) 通気層は厚さ 15mm 以上を確保する。ただし、下地に合板を張る場合など通気に有効な厚さを確保する場合は、この</p>	<p>る仕上材等の防水措置を施すものとする。</p> <p>(1) JIS A 6909 (建築用仕上塗材) の薄付け仕上塗材に適合する防水形外装薄塗材 E</p> <p>(2) JIS A 6909 (建築用仕上塗材) の厚付け仕上塗材に適合する外装厚塗材 E</p> <p>(3) JIS A 6909 (建築用仕上塗材) の複層仕上塗材に適合する複層塗材 CE、可とう形複層塗材 CE、防水形複層塗材 CE、複層塗材 Si、複層塗材 E 又は防水形複層塗材 E</p> <p>(4) JIS A 6021 (建築用塗膜防水材料) の外壁用塗膜防水材に適合するアクリルゴム系</p> <p>(5) 前各号に掲げるものと同等以上の<u>雨水の浸透防止に有効であるもの</u></p> <p>(乾式の外壁仕上げ)</p> <p>第 12 条 外壁を乾式仕上げ (第 3 項のものを除く。) とする場合は、通気構法とする。</p> <p>2 サイディング仕上げとする場合は、次の各号による<u>ものとする。</u></p> <p>(1) サイディング材は、JIS A 5422 (窯業系サイディング)、JIS A 6711 (複合金属サイディング) に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。</p> <p><u>(2) 通気層は、通気胴縁又は専用の通気金具を用いて確保するものとする。通気胴縁は、サイディング材の留め付けに必要な保持力を確保できるものとし、幅は 45mm 以上とする。サイディング材のジョイント部に用いるものは幅 90mm 以上(45mm 以上を 2 枚あわせたものを含む。)とする。</u></p> <p>(3) 通気層は厚さ 15mm 以上を確保する<u>こととする</u>。ただし、下地に合板を張る場合など、通気に有効な厚さを確保する場</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言の修正</li> <li>・ 文言の修正</li> <li>・ 文言の修正</li> <li>・ 文言の修正</li> </ul>

条文	変更後	変更前	変更内容
<p>第 13 条 湿式の外壁仕上げ</p>	<p>限りではない。</p> <p>(4) サイディング材の留め付けは、450 mm内外の間隔にくぎ、ねじ又は金具で留め付ける。くぎ又はねじで留め付ける場合は、サイディング材の端部より 20 mm以上離して穴あけを先行し、サイディング材製造者が指定するくぎ又はねじを使用する。<u>ただし、サイディング材製造者が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。</u></p> <p>(5) シーリング材及びプライマーはサイディング材製造者が指定するものを使用する。</p> <p>(6) シーリング材を用いる目地には、ボンドブレイカー付きハット形ジョイナー<u>又はこれと同等以上の性能を有するものを使用する。</u></p> <p>3 ALC パネル又は押出し成形セメント板(厚さ 25mm 超)等を用いる場合は、製造者が指定する施工方法に基づいて取り付ける。</p> <p>4 <u>外壁開口部の周囲は、JIS A 5758(建築用シーリング材)に適合するもので、JIS の耐久性による区分の 8020 の品質又はこれと同等以上の耐久性能を有するシーリング材を用い、適切な防水措置を講じる。ただし、外壁材製造者が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。</u></p> <p>(湿式の外壁仕上げ)</p> <p>第 13 条 外壁を湿式仕上げとする場合は、雨水の浸入を防止するよう配慮のうえ、下地を適切に施工する。</p> <p>2 下地は、ラス張り(平ラスを除く。)とする。ただし、国土交通大臣の認定又は指定を取得した外壁下地で、ラス網を必要としないモルタル下地専用のボードを用いる場合は、この限りではない。</p>	<p>合はこの限りではない。</p> <p>(4) サイディングの留め付けは、450 mm内外の間隔にくぎ、ねじ又は金具で留め付けること。くぎ又はねじで留め付ける場合は、サイディング材の端部より 20 mm以上離して穴あけを先行し、サイディング材製造者が指定するくぎ又はねじを使用する。<u>ただし、サイディング材製造者の施工基準が適切であると認められる場合は当該基準によることができる。</u></p> <p>(5) シーリング材及びプライマーはサイディング材製造者が指定するものを使用する。</p> <p>(6) シーリング材を用いる目地には、ボンドブレイカー付きハット形ジョイナー<u>等を使用する。</u></p> <p>3 ALC パネル又は押出し成形セメント板(厚さ 25mm 超)等を用いる場合は、<u>材の製造者が指定する施工方法に基づいて取り付けるものとする。</u></p> <p>4 <u>外壁の開口部の周囲は、JIS A 5758(建築用シーリング材)に適合するもので、JIS の耐久性による区分の 8020 の品質又はこれと同等以上の耐久性能を有するシーリング材を用い、適切な防水措置を施すものとする。</u></p> <p>(湿式の外壁仕上げ)</p> <p>第 13 条 外壁を湿式仕上げとする場合は、雨水の浸入を防止するよう配慮のうえ、下地を適切に施工する。</p> <p>2 下地は、ラス張り(平ラスを除く。)とする。ただし、国土交通大臣の認定又は指定を取得した外壁下地で、ラス網を必要としないモルタル下地専用のボードを用いる場合はこの限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言の修正</li>   <li>・ 文言の修正</li>   <li>・ 文言の修正</li> <li>・ 文言の修正</li> <li>・ 文言の修正</li>   <li>・ 文言の修正</li> </ul>

条文	変更後	変更前	変更内容
<p>第3節 リフォーム工 を行う部 位</p> <p>第14条 コンクリ ート工 を行う部 位に係る 基準</p> <p>第15条 木工 を行う部 位に係る 基準</p> <p>第16条 ボード、 表装工 を行う部 位に係る 基準</p> <p>第17条 建具、ガ ラス工 を行う</p>	<p>3 モルタル工法は、次の各号に適合するものとする。 （1）防水上有効な仕上げ又はひび割れ防止に有効な措置を講じる。 （2）既調合軽量セメントモルタルを用いる場合は JIS A 6918(ラス系下地用既調合軽量セメントモルタル)又は JASS 15 M-102(ラス系下地用既調合軽量セメントモルタルの品質規準)に基づく製造者の仕様による。</p> <p>第3節 リフォーム工事を行う部位 (コンクリート工事を行う部位に係る基準)</p> <p>第14条 玄関土間、犬走り、テラス等、構造耐力上主要な部分以外のコンクリート部分は、著しい沈下、ひび割れ、不陸又は隆起が生じないよう適切に施工するものとする。</p> <p>(木工事を行う部位に係る基準)</p> <p>第15条 床、壁、天井、屋根、階段等の木工事を行う部分は、著しいそり、すきま、割れ、たわみの事象などが生じないように適切に施工するものとする。</p> <p>(ボード、表装工事を行う部位に係る基準)</p> <p>第16条 床、壁、天井等のボード、表装工事を行う部分は、仕上材に著しい剥離、変形、ひび割れ、変質、浮き、すき、しみが生じないように適切に施工するものとする。</p> <p>(建具、ガラス工事を行う部位に係る基準)</p> <p>第17条 内部建具の取付工事を行う部分は、建具又は建具枠</p>	<p>3 モルタル工法は、次の各号に適合するものとする。 （1）防水上有効な仕上げ又はひび割れ防止に有効な措置を施すものとする。 （2）既調合軽量セメントモルタルを用いる場合は JIS A 6918 (ラス系下地用既調合軽量セメントモルタル) 又は JASS 15 M-102 (ラス系下地用既調合軽量セメントモルタルの品質基準) に基づく製造者の仕様による<u>ものとする</u>。</p> <p>第3節 リフォーム工事を行う部位 (コンクリート工事を行う部位に係る基準)</p> <p>第14条 玄関土間、犬走り、テラス等、構造耐力上主要な部分以外のコンクリート部分は、著しい沈下、ひび割れ、不陸又は隆起が生じないよう適切に施工するものとする。</p> <p>(木工事を行う部位に係る基準)</p> <p>第15条 床、壁、天井、屋根、階段等の木工事を行う部分は、著しいそり、すきま、割れ、たわみの事象などが生じないように適切に施工するものとする。</p> <p>(ボード、表装工事を行う部位に係る基準)</p> <p>第16条 床、壁、天井等のボード、表装工事を行う部分は、仕上材に著しい剥離、変形、ひび割れ、変質、浮き、すき、しみが生じないように適切に施工するものとする。</p> <p>(建具、ガラス工事を行う部位に係る基準)</p> <p>第17条 内部建具の取付工事を行う部分は、建具又は建具枠</p>	<p>・ 文言の修正</p> <p>・ 文言の修正</p>

条文	変更後	変更前	変更内容
<p>う部位に係る基準</p> <p>第 18 条 左官、タイル工事を行う部位に係る基準</p> <p>第 19 条 塗装工事を行う部位に係る基準</p> <p>第 20 条 屋根工事を行う部位に係る基準</p> <p>第 21 条 内部防水工事を行う部位に係る基準</p>	<p>に著しい変形、亀裂、破損、開閉不良、がたつきが生じないように適切に施工するものとする。</p> <p>(左官、タイル工事を行う部位に係る基準)</p> <p>第 18 条 壁、床、天井等の左官、吹付け、石張、タイル工事を行う部分は、モルタル、プラスター、しっくい、石・タイル等の仕上部分及び石・タイル仕上げの目地部分に、著しい剥離、亀裂、破損、変退色が生じないように適切に施工するものとする。</p> <p>(塗装工事を行う部位に係る基準)</p> <p>第 19 条 塗装仕上の工事を行う部分は、著しい白化、白亜化、はがれ、亀裂が生じないように適切に施工するものとする。</p> <p>(屋根工事を行う部位に係る基準)</p> <p>第 20 条 屋根仕上の工事を行う部分は、屋根ふき材に著しいずれ、浮き、変形、破損、排水不良が生じないように適切に施工するものとする。住宅用太陽電池モジュール設置に関しては、別に定める「既存住宅の瑕疵担保責任保険検査基準（住宅用太陽電池モジュール設置工事編）」（別紙 1）により施工を行うものとする。</p> <p>(内部防水工事を行う部位に係る基準)</p> <p>第 21 条 浴室等水廻り部分の防水工事を行う部分は、タイル目地の亀裂又は破損、防水層の破断若しくは水廻り部分と一般部分の接合部の防水不良が生じないように適切に施工するものとする。</p>	<p>に著しい変形、亀裂、破損、開閉不良、がたつきが生じないように適切に施工するものとする。</p> <p>(左官、タイル工事を行う部位に係る基準)</p> <p>第 18 条 壁、床、天井等の左官、吹付け、石張、タイル工事を行う部分は、モルタル、プラスター、しっくい、石・タイル等の仕上部分及び石・タイル仕上げの目地部分に、著しい剥離、亀裂、破損、変退色が生じないように適切に施工するものとする。</p> <p>(塗装工事を行う部位に係る基準)</p> <p>第 19 条 塗装仕上の工事を行う部分は、著しい白化、白亜化、はがれ、亀裂が生じないように適切に施工するものとする。</p> <p>(屋根工事を行う部位に係る基準)</p> <p>第 20 条 屋根仕上の工事を行う部分は、屋根ふき材に著しいずれ、浮き、変形、破損、排水不良が生じないように適切に施工するものとする。住宅用太陽電池モジュール設置に関しては、別に定める「既存住宅の瑕疵担保責任保険検査基準（住宅用太陽電池モジュール設置工事編）」（別紙 1）により施工を行うものとする。</p> <p>(内部防水工事を行う部位に係る基準)</p> <p>第 21 条 浴室等水廻り部分の防水工事を行う部分は、タイル目地の亀裂又は破損、防水層の破断若しくは水廻り部分と一般部分の接合部の防水不良が生じないように適切に施工するものとする。</p>	

条文	変更後	変更前	変更内容
<p>第 22 条 断熱工事を行う部位に係る基準</p>	<p>(断熱工事を行う部位に係る基準) 第 22 条 壁、床、天井裏等の断熱工事を行う部分は、断熱材、防露材のはがれが生じないように適切に施工するものとする。</p>	<p>(断熱工事を行う部位に係る基準) 第 22 条 壁、床、天井裏等の断熱工事を行う部分は、断熱材、防露材のはがれが生じないように適切に施工するものとする。</p>	
<p>第 23 条 防露工事を行う部位に係る基準</p>	<p>(防露工事を行う部位に係る基準) 第 23 条 壁、床、天井裏等の防露工事を行う部分は、適切な換気状態での、水蒸気の発生しない暖房機器の通常の使用下において、結露水のしたたり、結露によるかびの発生が生じないように適切に施工するものとする。</p>	<p>(防露工事を行う部位に係る基準) 第 23 条 壁、床、天井裏等の防露工事を行う部分は、適切な換気状態での、水蒸気の発生しない暖房機器の通常の使用下において、結露水のしたたり、結露によるかびの発生が生じないように適切に施工するものとする。</p>	
<p>第 24 条 電気工事を行う部位に係る基準</p>	<p>(電気工事を行う部位に係る基準) 第 24 条 配管、配線、コンセント、スイッチの取付等の電気工事を行う部分は、破損、作動不良が生じないように適切に施工するものとする。</p>	<p>(電気工事を行う部位に係る基準) 第 24 条 配管、配線、コンセント、スイッチの取付等の電気工事を行う部分は、破損、作動不良が生じないように適切に施工するものとする。</p>	
<p>第 25 条 給水、給湯または温水暖房工事を行う部位に係る基準</p>	<p>(給水、給湯または温水暖房工事を行う部位に係る基準) 第 25 条 配管、蛇口、水栓、トラップの取付または厨房、衛生器具の取付工事を行う部分は、破損、水漏れ、排水不良、作動不良が生じないように適切に施工するものとする。</p>	<p>(給水、給湯または温水暖房工事を行う部位に係る基準) 第 25 条 配管、蛇口、水栓、トラップの取付または厨房、衛生器具の取付工事を行う部分は、破損、水漏れ、排水不良、作動不良が生じないように適切に施工するものとする。</p>	
<p>第 26 条 排水工事を行う部位に係る基準</p>	<p>(排水工事を行う部位に係る基準) 第 26 条 配管の工事を行う部分は、排水不良、水漏れが生じないように適切に施工するものとする。</p>	<p>(排水工事を行う部位に係る基準) 第 26 条 配管の工事を行う部分は、排水不良、水漏れが生じないように適切に施工するものとする。</p>	
<p>第 27 条 汚水処理工事を行う部位に係る基準</p>	<p>(汚水処理工事を行う部位に係る基準) 第 27 条 汚水処理槽の取付工事を行う部分は、破損、水漏れ、作動不良が生じないように適切に施工するものとする。</p>	<p>(汚水処理工事を行う部位に係る基準) 第 27 条 汚水処理槽の取付工事を行う部分は、破損、水漏れ、作動不良が生じないように適切に施工するものとする。</p>	

条文	変更後	変更前	変更内容
<p>第 28 条 ガス工事を行う部位に係る基準</p>	<p>(ガス工事を行う部位に係る基準) 第 28 条 配管、ガス栓の取付工事を行う部分は、破損、ガス漏れ、作動不良が生じないように適切に施工するものとする。</p>	<p>(ガス工事を行う部位に係る基準) 第 28 条 配管、ガス栓の取付工事を行う部分は、破損、ガス漏れ、作動不良が生じないように適切に施工するものとする。</p>	
<p>第 29 条 雑工事を行う部位に係る基準</p>	<p>(雑工事を行う部位に係る基準) 第 29 条 小屋裏、軒裏及び床下の換気孔の設置等、雑工事を行う部分は、脱落、破損、作動不良が生じないように適切に施工するものとする。</p>	<p>(雑工事を行う部位に係る基準) 第 29 条 小屋裏、軒裏及び床下の換気孔の設置等、雑工事を行う部分は、脱落、破損、作動不良が生じないように適切に施工するものとする。</p>	
<p>第 3 章 鉄筋コンクリート造住宅及び鉄骨鉄筋コンクリート造住宅 第 1 節 構造耐力上主要な部分 第 30 条 地盤調査、地盤補強及び地業</p>	<p>第 3 章 鉄筋コンクリート造住宅及び鉄骨鉄筋コンクリート造住宅 第 1 節 構造耐力上主要な部分  (地盤調査、地盤補強及び地業) 第 30 条 基礎の設計に先立ち、敷地及び敷地の周辺状況等について適切な現地調査を行ったうえで<u>地盤調査を行う</u>。  2 地盤調査は、地盤の許容応力度及び軟弱地盤又は造成地盤等が判断できる調査を行、実施する地盤調査方法や敷地条件に応じた計測箇所での計測を行うものとする。 3 前項に基づき行った地盤調査の結果は、適切に保管する。 4 地盤は、地盤調査結果に基づき、設計者等の判断に応じて適切に補強する。地盤補強を行う場合は、第 6 条(地盤補強及び地業)の規定を準用する。 5 砕石地業等の必要な地業を行うものとする。</p>	<p>第 3 章 鉄筋コンクリート造住宅及び鉄骨鉄筋コンクリート造住宅 第 1 節 構造耐力上主要な部分  (地盤調査、地盤補強及び地業) 第 30 条 基礎の設計に先立ち、敷地及び敷地の周辺状況等について適切な現地調査を行ったうえで、<u>設計者等の判断に応じて地盤調査を行うものとする。</u>  2 地盤調査は、地盤の許容応力度及び軟弱地盤又は造成地盤等が判断できる調査を行、実施する地盤調査方法や敷地条件に応じた計測箇所での計測を行うものとする。 3 前項に基づき行った地盤調査の結果は、適切に保管する。 4 地盤は、地盤調査結果に基づき、設計者等の判断に応じて適切に補強する。地盤補強を行う場合は、第 6 条(地盤補強及び地業)の規定を準用する。 5 砕石地業等の必要な地業を行うものとする。</p>	<p>・ 文言の修正</p>

条文	変更後	変更前	変更内容																					
第 31 条 基 礎	<p>(基 礎)</p> <p>第 31 条 基礎は、前条の結果に基づき、建物に有害な沈下等が生じないように設計する。</p> <p>2 基礎の補修（表面クラック含む）・修繕・補強等は、材料、工法等を供給する各製造者が指定する仕様・施工方法に基づき適切に施工するものとする。</p>	<p>(基 礎)</p> <p>第 31 条 基礎は、構造計算により設計する。ただし、壁式鉄筋コンクリート造で地上階数が 2 以下の住宅にあつては、第 7 条（基礎）の規定によることができる。</p> <p>2 基礎の補修（表面クラック含む）・修繕・補強等は、材料、工法等を供給する各製造者が指定する仕様・施工方法に基づき適切に施工するものとする。</p>	<p>・ 文言の修正</p>																					
第 32 条 上部躯体	<p>(上部躯体)</p> <p>第 32 条 リフォーム工事に伴い、構造耐力上主要な部分への部分的な加工を行う場合は、耐力上支障のある加工とならないように適切に施工又は補強措置を行うものとする。</p>	<p>(上部躯体)</p> <p>第 32 条 リフォーム工事に伴い、構造耐力上主要な部分への部分的な加工を行う場合は、耐力上支障のある加工とならないように適切に施工又は補強措置を行うものとする。</p>																						
第 2 節 雨水の浸入を防止する部分	<p>第 2 節 雨水の浸入を防止する部分</p> <p>(防水工法)</p>	<p>第 2 節 雨水の浸入を防止する部分</p> <p>(防水工法)</p>																						
第 33 条 防水工法	<p>第 33 条 防水下地の種類は、現場打ち鉄筋コンクリート又はプレキャストコンクリート部材とする。</p> <p>2 防水工法は、<u>下表に記載する屋根防水に適した工法又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>面防水工事区分</td> <td colspan="2">防水工法の種類</td> <td>JASS8 (2022) 該当記号</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>面材張付</td> <td>改質アス</td> <td>トーチ式防水工法（密着保護仕様）</td> <td>AT-PF1</td> <td>注 1</td> </tr> </table>	面防水工事区分	防水工法の種類		JASS8 (2022) 該当記号	備考	面材張付	改質アス	トーチ式防水工法（密着保護仕様）	AT-PF1	注 1	<p>第 33 条 防水下地の種類は、現場打ち鉄筋コンクリート又はプレキャストコンクリート部材とする。</p> <p>2 防水工法は、<u>次表に適合するもの又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。</u></p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">防水工法の種類</td> <td>JASS8 (2014) 該当記号</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アスファルト</td> <td>アスファルト防水工法（密着保護仕様）</td> <td>AC-PF AM-PF</td> <td>注 1</td> </tr> <tr> <td>アスファルト防水工法（絶縁保護仕様）</td> <td>AM-PS</td> <td>注 1</td> </tr> </table>	防水工法の種類		JASS8 (2014) 該当記号	備考	アスファルト	アスファルト防水工法（密着保護仕様）	AC-PF AM-PF	注 1	アスファルト防水工法（絶縁保護仕様）	AM-PS	注 1	<p>・ 文言の修正</p> <p>・ 表の修正</p>
面防水工事区分	防水工法の種類		JASS8 (2022) 該当記号	備考																				
面材張付	改質アス	トーチ式防水工法（密着保護仕様）	AT-PF1	注 1																				
防水工法の種類		JASS8 (2014) 該当記号	備考																					
アスファルト	アスファルト防水工法（密着保護仕様）	AC-PF AM-PF	注 1																					
	アスファルト防水工法（絶縁保護仕様）	AM-PS	注 1																					

条文		変更後				変更前				変更内容
防水工事	フェルトシート張付け防水工事	タッチ式防水工法（密着露出仕様）	AT-MF	注3	防水	アスファルト防水工法（絶縁露出仕様）	AM-MS	注3		
		タッチ式防水工法（断熱露出仕様）	AT-MT	注3		アスファルト防水工法（断熱露出仕様）	AM-MT	注3		
		常温粘着防水工法（密着保護仕様）	AS-PF	注1	改質アスファルトシート防水（タッチ工法・常温粘着工法）	タッチ式防水工法（密着保護仕様）	AT-PF	注1		
		常温粘着防水工法（絶縁露出仕様）	AS-MS	注3		タッチ式防水工法（密着露出仕様）	AT-MF	注3		
		常温粘着防水工法（断熱露出仕様）	AS-MT	注3		タッチ式防水工法（断熱露出仕様）	AT-MT	注3		
						常温粘着防水工法（絶縁露出仕様）	AS-MS	注3		
		合成高分子シート張付け防水工事	加硫ゴム系シート防水工法（接着仕様）	S-RF	注3	合成高分子シート防水	加硫ゴム系シート防水工法（接着仕様）	S-RF		注3
			加硫ゴム系シート防水工法（断熱接着仕様）	S-RFT	注3		加硫ゴム系シート防水工法（断熱接着仕様）	S-RFT		注3
			塩化ビニル樹脂系シート防水工法（接着仕様）	S-PF	注3		加硫ゴム系シート防水工法（機械的固定仕様）	S-RM		
			塩化ビニル樹脂系シート防水工法（断熱接着仕様）	S-PFT	注3		加硫ゴム系シート防水工法（断熱機械的固定仕様）	S-RMT		
	エチレン酢酸ビニル樹脂系シート防水工法（密着仕様）		S-PC		塩化ビニル樹脂系シート防水工法（接着仕様）		S-PF	注3		
					塩化ビニル樹脂系シート防水工法（断熱接着仕様）		S-PFT	注3		
	面材固定防水工事	加硫ゴム系シート防水工法（機械的固定仕様）	S-RM		塗膜防水		ウレタンゴム系高伸長形塗膜防水工法（密着仕様）	L-UFS		注2
		加硫ゴム系シート防水工法（断熱機械的固定仕様）	S-RMT				ウレタンゴム系高強度形塗膜防水工法（密着仕様）	L-UFH		注2
		塩化ビニル樹脂系シート防水工法（機械的固定仕様）	S-PM			ウレタンゴム系高伸長形塗膜防水工法（絶縁仕様）	L-USS	注2 注3		
		塩化ビニル樹脂系シート防水工法（断熱機械的固定仕様）	S-PMT			ウレタンゴム系高強度形塗膜防水工法（絶縁仕様）	L-USH	注2 注3		
						FRP系塗膜防水工法（密着仕様）	L-FF	注1 注4		

(注1)：通常の歩行部分、軽歩行部分に適用可。

(注2)：軽歩行部分に適用可。

条文	変更後					変更前	変更内容
<p>不定 形材 塗 布・ 吹付 け防 水工 事</p> <p>面 材・ 不定 形材 積層 防水 工事</p>	事	水工法（断熱機械的固定仕様）			<p>上記（注1、2）の歩行用保護・仕上げは、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の歩行：現場打ちコンクリート又はこれに類するもの。FRP系塗膜防水工法については、防水材料製造者が指定する歩行用仕上塗料とする。</li> <li>・軽歩行：コンクリート平板又はこれに類するもの。塗膜防水工法については、軽歩行用仕上塗料とする。</li> </ul> <p>（注3）：ALCパネルに適用可。ただし、立上りをALCパネルとする場合は、ALCと屋根躯体（平場部分）が一体となる構造形式のものに限る。</p> <p>（注4）：FRP系塗膜防水工法の下地は、平場及び立上りともに現場打ち鉄筋コンクリートのみに限る。</p>		
	塗膜 防水 工事	ウレタンゴム系高伸長形塗膜防水工法（密着仕様）	L-UFS	注2			
		ウレタンゴム系高強度形塗膜防水工法（密着仕様）	L-UFH	注2			
		ウレタンゴム系高伸長形塗膜防水工法（絶縁仕様）	L-USS	注2、 注3			
		ウレタンゴム系高強度形塗膜防水工法（絶縁仕様）	L-USH	注2、 注3			
		FRP系塗膜防水工法（密着仕様）	L-FF	注1、 注4			
	アス ファ ルト 防 水 工 事	アスファルト防水工法（密着保護仕様）	AC-PF	注1			
			AM-PF				
		アスファルト防水工法（絶縁保護仕様）	AM-PS	注1			
		アスファルト防水工法（絶縁露出仕様）	AM-MS	注3			
アスファルト防水工法（断熱露出仕様）	AM-MT	注3					
<p>（注1）通常の歩行部分、軽歩行部分に適用可。</p> <p>（注2）軽歩行部分に適用可。</p> <p>上記（注1、2）の歩行用保護・仕上げは、次に掲げるものとする。</p>							

条文	変更後	変更前	変更内容
<p>第 34 条 パラペットの先端部</p>	<p>・通常の歩行：現場打ちコンクリート又はこれに類するもの。 FRP 系塗膜防水工法については、防水材製造者が指定する歩行用仕上塗料とする。</p> <p>・軽歩行：コンクリート平板又はこれに類するもの。 塗膜防水工法については、軽歩行用仕上塗料とする。</p> <p>(注 3)：ALC パネルに適用可。ただし、立上りを ALC パネルとする場合は、ALC と屋根躯体(平場部分)が一体となる構造形式のものに限る。</p> <p>(注 4)：FRP 系塗膜防水工法の下地は、平場及び立上りともに現場打ち鉄筋コンクリートのみに限る。</p> <p>3 防水の主材料は、JIS 規格に適合するもの又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。ただし、FRP 系塗膜防水工法については、JASS8 に適合するものとする。</p> <p>4 防水層の端部は、防水層の種類・工法・施工部位等に応じた納まりとする。</p> <p><u>5 太陽光発電パネル等を設置する場合は、当該設備製造者の施工基準に基づいて防水措置を講じる。</u></p> <p>(パラペットの先端部)</p> <p>第 34 条 パラペットの先端部は、金属製笠木の設置又は防水材料の施工等、雨水の浸入を防止するために有効な措置を講じる。</p> <p>(塔屋等のシーリング処理)</p> <p><u>第 35 条 防水層が施されていない塔屋等の外壁において、設備配管等が貫通する部分又は金物等が埋め込まれた部分は、それらの周囲をシーリング材で処理する。</u></p>	<p>3 防水の主材料は、JIS 規格に適合するもの又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。ただし、FRP 系塗膜防水工法については、JASS8 に適合するものとする。</p> <p>4 防水層の端部は、防水層の種類・工法・施工部位等に応じた納まりとする。</p> <p>(パラペットの先端部)</p> <p>第 34 条 パラペットの先端部は、金属製笠木の設置又は防水材料の施工等、雨水の浸入を防止するために有効な措置を<u>施すものとする。</u></p> <p>(屋根廻りのシーリング処理)</p> <p><u>第 35 条 防水層が施されていない屋根躯体(パラペット又は屋根躯体と一体の架台等)を設備配管等が貫通する部分又は金物等が埋め込まれた部分は、それらの周囲をシーリング材</u></p>	<p>・条項の追加</p> <p>・文言の修正</p>

条文	変更後	変更前	変更内容
<p>第 36 条 排水勾配</p>	<p>(排水勾配) 第 36 条 防水下地面の勾配は、1/50 以上とする。<u>ただし、防水材料製造者が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。</u></p>	<p><u>で処理する。</u> (排水勾配) 第 36 条 防水下地面の勾配は、1/50 以上とする。<u>ただし、保護コンクリート等により表面排水が行いやすい場合の勾配は、1/100 以上とすることができる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言の修正</li> </ul>
<p>第 37 条 排水ドレン</p>	<p>(排水ドレン) 第 37 条 排水ドレンの寸法及び数は、建設地における降水量の記録に基づき、適切なものとする。</p>	<p>(排水ドレン) 第 37 条 排水ドレンの寸法及び数は、建設地における降水量の記録に基づき、適切なものとする。</p>	
<p>第 38 条 勾配屋根の防水</p>	<p>(勾配屋根の防水) 第 38 条 勾配屋根は屋根ふき材に応じて適切な勾配とし、第 33 条から第 37 条 (第 36 条を除く。) に掲げる防水措置若しくは次項に掲げる下ぶき又はこれらと同等以上の性能を有する防水措置を施すものとする。 2 下葺き材の品質及び葺き方は、次の各号に適合するものとする。 (1) 下葺き材は、JIS A 6005(アスファルトルーフィングフェルト)に適合するアスファルトルーフィング 940 又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。 (2) 長手方向を横向きに用い、上下(流れ方向)100mm 以上、左右 200mm 以上重ね合わせる。 (3) 谷部及び棟部は、谷底又は棟頂部より両方向へそれぞれ 250mm 以上重ね合わせる。<u>ただし、下葺き材製造者が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。</u></p>	<p>(勾配屋根の防水) 第 38 条 勾配屋根は屋根ふき材に応じて適切な勾配とし、第 33 条から第 37 条 (第 36 条を除く。) に掲げる防水措置若しくは次項に掲げる下ぶき又はこれらと同等以上の性能を有する防水措置を施すものとする。 2 下ぶき材の品質及びふき方は、次の各号に適合するものとする。 (1) 下ぶき材は、JIS A 6005 (アスファルトルーフィングフェルト) に適合するアスファルトルーフィング 940 又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。 (2) 長手方向を横向きに用い、上下 (流れ方向) 100 mm 以上、左右 200 mm 以上重ね合わせる<u>ものとする。</u> (3) 谷部及び棟部は、谷底又は棟頂部より両方向へそれぞれ 250 mm 以上重ね合わせるものとする。<u>ただし、下ぶき材製造者の施工基準においてふき材の端部に止水措置を施すなど、当該基準が雨水の浸入を防止するために適切であると認められる場合は当該基準によることができる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言の修正</li> <li>・ 文言の修正</li> <li>・ 文言の修正</li> <li>・ 文言の修正</li> </ul>

条文	変更後	変更前	変更内容
<p>第 39 条 外部開口部</p>	<p><u>3 天窓及び煙突等の屋根開口部又は貫通部の周囲は、天窓製造者、煙突製造者又は屋根葺き材製造者の施工基準に基づいて防水措置を講じる。</u></p> <p>(外部開口部)</p> <p>第 39 条 外部の開口部に用いる建具は、<u>適切な水密性能を有するものとする。</u></p> <p>2 出窓の周囲は、雨水の浸入を防止するために適切な納まりとする。</p>	<p><u>(4) 屋根面と壁面の取合い部においては、壁面に沿って 250mm 以上立ち上げる。</u></p> <p><u>3 天窓の周囲は、天窓及び屋根ふき材製造者が指定する施工方法に基づき、防水措置を施すものとする。</u></p> <p>(外部開口部)</p> <p>第 39 条 外部の開口部に用いる建具は、<u>建設する地域、建物の高さ及び形状に対応した水密性能を有するものとする。</u></p> <p>2 出窓の周囲は、雨水の浸入を防止するために適切な納まりとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条項の削除</li> <li>・ 文言の修正</li> <li>・ 文言の修正</li> </ul>
<p>第 40 条 シーリング</p>	<p>(シーリング)</p> <p>第 40 条 シーリング材は、JIS A 5758 (建築用シーリング材) に適合するもので、JIS の耐久性による区分 8020 の品質又はこれと同等以上の耐久性能を有するものとする。</p> <p>2 次の各号に掲げる部分は、シーリング材を施す。</p> <p>(1) 各階の外壁コンクリート打継ぎ目地</p> <p>(2) 外壁材 (プレキャストコンクリート部材、ALC パネル等) のジョイント目地</p> <p>(3) 耐震スリット目地</p> <p>(4) 外壁開口部の周囲</p> <p>(5) 外壁を貫通する管等の周囲</p> <p>(6) その他雨水浸入のおそれのある部分</p> <p>3 目地の構造は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(1) ワーキングジョイントの場合は、シーリング材を目地底に接着させない 2 面接着の目地構造とする。</p>	<p>(シーリング)</p> <p>第 40 条 シーリング材は、JIS A 5758 (建築用シーリング材) に適合するもので、JIS の耐久性による区分 8020 の品質又はこれと同等以上の耐久性能を有するものとする。</p> <p>2 次の各号に掲げる部分は、<u>シーリング材を施すものとする。</u></p> <p>(1) 各階の外壁コンクリート打継ぎ目地</p> <p>(2) 外壁材 (プレキャストコンクリート部材、ALC パネル等) のジョイント目地</p> <p>(3) 耐震スリット目地</p> <p>(4) 外壁開口部の周囲</p> <p>(5) 外壁を貫通する管等の周囲</p> <p>(6) その他雨水浸入のおそれのある部分</p> <p>3 目地の構造は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(1) ワーキングジョイントの場合は、シーリング材を目地底に接着させない 2 面接着の目地構造とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言の修正</li> </ul>

条文	変更後	変更前	変更内容
<p>第3節 リフォーム工 を行う部位</p> <p>第41条 リフォーム工 を行う部位に 係る基準</p> <p>第4章 鉄骨造住宅</p> <p>第42条 鉄骨造住宅 に係る基準</p>	<p>(2) 目地の構成材及びその接着面は、シーリング材が十分接着可能なものとする。</p> <p>第3節 リフォーム工 を行う部位  (リフォーム工 を行う部位に係 る基準)</p> <p>第41条 各リフォーム工 を行う部位に係 る基準は、第14 条から第29条 の規定を準用す る。</p> <p>第4章 鉄骨造住宅</p> <p>(鉄骨造住宅に 係る基準)</p> <p>第42条 鉄骨造住宅に係 る基準は、<u>次 のとおりとする</u>。  (1) 構造耐力上主要な部分 は、第30条(地 盤調査、地盤補 強及び地業)、 第31条(基礎) 及び第32条(上 部躯体)の規定 を準用する。  (2) 陸屋根は、第33条(防 水工法)、第34 条(パラペットの 上端部)、第35 条(塔屋等のシー リング処理)、第 36条(排水勾配) 及び第37条(排 水ドレン)の規 定を準用する。 ただし、第33条 の防水下地の種 類は、現場打ち 鉄筋コンクリー ト又はプレキャ ストコンクリー ト部材若しくは ALCパネルとす る。  (3) 勾配屋根は、第9条(勾 配屋根の防水)の 規定を準用す る。  (4) 外壁は、第11条(外壁 の防水)、第12 条(乾式の外壁 仕上げ)、第39 条(外部開口部) 及び第40条(シー リング)の規定 を準用する。</p>	<p>(2) 目地の構成材及びその接着面は、シーリング材が十分接着可能なものとする。</p> <p>第3節 リフォーム工 を行う部位  (リフォーム工 を行う部位に係 る基準)</p> <p>第41条 各リフォーム工 を行う部位に係 る基準は、第14 条から第29条 の規定を準用す る。</p> <p>第4章 鉄骨造住宅</p> <p>(鉄骨造住宅に 係る基準)</p> <p>第42条 鉄骨造住宅に係 る基準は、<u>次 に掲げるもの とする</u>。  (1) 構造耐力上主要な部分 は、第30条(地 盤調査、地盤補 強及び地業)、 第31条(基礎) 及び第32条(上 部躯体)の規定 を準用する。  (2) 陸屋根は、第33条(防 水工法)、第34 条(パラペットの 上端部)、第35 条(屋根廻りの シーリング処理) 、第36条(排水 勾配)及び第37 条(排水ドレン) の規定を準用す る。 ただし、第33条 の防水下地の種 類は、現場打ち 鉄筋コンクリー ト又はプレキャ ストコンクリー ト部材若しくは ALCパネルとす る。  (3) 勾配屋根は、第38条(勾 配屋根の防水)の 規定を準用す る。  (4) 外壁は、第11条(外壁 の防水)、第12 条(乾式の外壁 仕上げ)、第39 条(外部開口部) 及び第40条(シー リング)の規定 を準用する。</p>	<p>・ 文言の修正</p> <p>・ 文言の修正</p> <p>・ 文言の修正</p>

条文	変更後	変更前	変更内容
<p>第5章 補強コンクリートブ ロック造住宅</p> <p>第43条 補強コンクリートブ ロック造住宅に係る 基準</p> <p>第6章 オプションおよび特 約付帯に関する基準</p> <p>第44条</p>	<p>(5) 各リフォーム工事を行う部位に係る基準は、第14条から第29条の規定を準用する。</p> <p>第5章 補強コンクリートブロック造住宅</p> <p>(補強コンクリートブロック造住宅に係る基準)</p> <p>第43条 補強コンクリートブロック造住宅に係る基準は、<u>次</u> <u>のとおりとする。</u></p> <p>(1) 構造耐力上主要な部分は、第30条(地盤調査、地盤補強及び地業)、第31条(基礎)及び第32条(上部躯体)の規定を準用する。</p> <p>(2) 陸屋根は、第33条(防水工法)、第34条(パラペットの上端部)、第35条(塔屋等のシーリング処理)、第36条(排水勾配)及び第37条(排水ドレン)の規定を準用する。</p> <p>(3) 勾配屋根は、第38条(勾配屋根の防水)を準用する。</p> <p>(4) 外壁は、雨水の浸入を防止するために適切な仕上げを施すものとし、第39条(外部開口部)及び第40条(シーリング)の規定を準用する。</p> <p>(5) 各リフォーム工事を行う部位に係る基準は、第14条から第29条の規定を準用する。</p> <p>第6章 オプションおよび特約付帯に関する基準</p> <p>(保険期間10年とすることができる基本構造部分の工事)</p> <p>第44条 保険期間10年とすることができる基本構造部分に</p>	<p>(5) 各リフォーム工事を行う部位に係る基準は、第14条から第29条の規定を準用する。</p> <p>第5章 補強コンクリートブロック造住宅</p> <p>(補強コンクリートブロック造住宅に係る基準)</p> <p>第43条 補強コンクリートブロック造住宅に係る基準は、<u>次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) 構造耐力上主要な部分は、第30条(地盤調査、地盤補強及び地業)、第31条(基礎)及び第32条(上部躯体)の規定を準用する。</p> <p>(2) 陸屋根は、第33条(防水工法)、第34条(パラペットの上端部)、第35条(屋根廻りのシーリング処理)、第36条(排水勾配)及び第37条(排水ドレン)の規定を準用する。</p> <p>(3) 勾配屋根は、第38条(勾配屋根の防水)を準用する。</p> <p>(4) 外壁は、雨水の浸入を防止するために適切な仕上げを施すものとし、第39条(外部開口部)及び第40条(シーリング)の規定を準用する。</p> <p>(5) 各リフォーム工事を行う部位に係る基準は、第14条から第29条の規定を準用する。</p> <p>第6章 オプションおよび特約付帯に関する基準</p> <p>(保険期間10年とすることができる基本構造部分の工事)</p> <p>第44条 保険期間10年とすることができる基本構造部分に</p>	<p>・ 文言の修正</p> <p>・ 文言の修正</p>

条文	変更後	変更前	変更内容
<p>保険期間 10 年とすることができるとする基本構造部分の工事</p> <p>第 45 条 保険期間延長特約の付帯に係る外装の塗装工事</p>	<p>係る工事は、次のいずれかとする。</p> <p>(1) 離れ（既存住宅部分と増築工事が構造的かつ視覚的に独立したものをいう。）の増築工事であること</p> <p>(2) その他住宅あんしん保証が認めた工事</p> <p>2 前項の工事に適用する基準は次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 木造住宅にあつては第 5 条（地盤調査等）から第 13 条（湿式の外壁仕上げ）までに掲げる基準</p> <p>(2) 鉄筋コンクリート造住宅および鉄骨鉄筋コンクリート造住宅にあつては第 30 条（地盤調査、地盤補強及び地業）から第 40 条（シーリング）までに掲げる基準</p> <p>(3) 鉄骨造住宅にあつては第 42 条（鉄骨造住宅に係る基準）第 1 項第 1 号から第 4 号に掲げる基準</p> <p>(4) 補強コンクリートブロック造住宅にあつては第 43 条（補強コンクリートブロック造住宅に係る基準）第 1 項第 1 号から第 4 号に掲げる基準</p> <p>（保険期間延長特約の付帯に係る外装の塗装工事）</p> <p>第 45 条 外装塗膜工事実施部分保険期間延長特約を付帯しようとする場合には、塗装材製造者が定める施工基準に基づいて施工するほか、次の各項によるものとする。</p> <p>2 工事部分の塗装下地が適切であることを確認する。塗装下地に劣化等がある場合は、既存の塗装材の種類を確認し、塗装面の状況に応じて清掃及び撤去の処理を行う。また、既存の塗装材の種類を確認し、下塗り材及び塗替え塗装材を適正に選定するものとする。</p> <p>3 既存塗膜の劣化部の除去及び下地の処理の工法は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) サンダー工法</p>	<p>係る工事は、次のいずれかとする。</p> <p>(1) 離れ（既存住宅部分と増築工事が構造的かつ視覚的に独立したものをいう。）の増築工事であること</p> <p>(2) その他住宅あんしん保証が認めた工事</p> <p>2 前項の工事に適用する基準は次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 木造住宅にあつては第 5 条（地盤調査等）から第 13 条（湿式の外壁仕上げ）までに掲げる基準</p> <p>(2) 鉄筋コンクリート造住宅および鉄骨鉄筋コンクリート造住宅にあつては第 30 条（地盤調査、地盤補強及び地業）から第 40 条（シーリング）までに掲げる基準</p> <p>(3) 鉄骨造住宅にあつては第 42 条（鉄骨造住宅に係る基準）第 1 項第 1 号から第 4 号に掲げる基準</p> <p>(4) 補強コンクリートブロック造住宅にあつては第 43 条（補強コンクリートブロック造住宅に係る基準）第 1 項第 1 号から第 4 号に掲げる基準</p> <p>（保険期間延長特約の付帯に係る外装の塗装工事）</p> <p>第 45 条 外装塗膜工事実施部分保険期間延長特約を付帯しようとする場合には、塗装材製造者が定める施工基準に基づいて施工するほか、次の各項によるものとする。</p> <p>2 工事部分の塗装下地が適切であることを確認する。塗装下地に劣化等がある場合は、既存の塗装材の種類を確認し、塗装面の状況に応じて清掃及び撤去の処理を行う。また、既存の塗装材の種類を確認し、下塗り材及び塗替え塗装材を適正に選定するものとする。</p> <p>3 既存塗膜の劣化部の除去及び下地の処理の工法は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) サンダー工法</p>	

条文	変更後	変更前	変更内容
<p>第 46 条 保険期間延長特約の付帯に係る給排水管路工事</p>	<p>(2) 高圧水洗工法 (3) 塗膜はく離剤工法 (4) 水洗い工法</p> <p>4 塗料は、原則として、調合された塗料をそのまま使用するものとする。ただし、素地面の粗密、吸収性の大小、気温の高低等に応じて、適切な粘度に調整することができる。</p> <p>5 各塗装工程の工程間隔時間及び最終養生時間は、材料の種類、気象条件等に応じて適切に定める。</p> <p>6 シーリング面に塗装仕上げを行う場合は、シーリング材が硬化したのちに行うものとし、塗重ね適合性を確認し、必要な処置を行う。</p> <p>7 塗装場所の気温が 5℃以下、湿度が 85%以上又は換気が適切でなく結露するなど塗料の乾燥に不適當な場合は、原則として、塗装を行わないものとする。やむを得ず塗装を行う場合は、採暖、換気等の養生を行う。</p> <p>8 外部の塗装は、降雨の恐れのある場合及び強風時には、原則として、行わない。</p> <p>9 仕上り面の状態については目視にて、むら、しわ、へこみ、はじき、つぶ等がないことを確認する。</p> <p>(保険期間延長特約の付帯に係る給排水管路工事)</p> <p>第 46 条 給排水管路工事実施部分保険期間延長特約を付帯しようとする場合には、次の各項に掲げるものとする。</p> <p>2 新設又は交換する給水管及び給湯管の使用配管材料は、給水引き込み部を含む当該水道事業者又は水道管理者の規制を受ける部分は協議により決定する。</p> <p>3 排水管又は污水管は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 屋内の排水管又は污水管を屋外の排水管又は污水管に</p>	<p>(2) 高圧水洗工法 (3) 塗膜はく離剤工法 (4) 水洗い工法</p> <p>4 塗料は、原則として、調合された塗料をそのまま使用するものとする。ただし、素地面の粗密、吸収性の大小、気温の高低等に応じて、適切な粘度に調整することができる。</p> <p>5 各塗装工程の工程間隔時間及び最終養生時間は、材料の種類、気象条件等に応じて適切に定める。</p> <p>6 シーリング面に塗装仕上げを行う場合は、シーリング材が硬化したのちに行うものとし、塗重ね適合性を確認し、必要な処置を行う。</p> <p>7 塗装場所の気温が 5℃以下、湿度が 85%以上又は換気が適切でなく結露するなど塗料の乾燥に不適當な場合は、原則として、塗装を行わないものとする。やむを得ず塗装を行う場合は、採暖、換気等の養生を行う。</p> <p>8 外部の塗装は、降雨の恐れのある場合及び強風時には、原則として、行わない。</p> <p>9 仕上り面の状態については目視にて、むら、しわ、へこみ、はじき、つぶ等がないことを確認する。</p> <p>(保険期間延長特約の付帯に係る給排水管路工事)</p> <p>第 46 条 給排水管路工事実施部分保険期間延長特約を付帯しようとする場合には、次の各項に掲げるものとする。</p> <p>2 新設又は交換する給水管及び給湯管の使用配管材料は、給水引き込み部を含む当該水道事業者又は水道管理者の規制を受ける部分は協議により決定する。</p> <p>3 排水管又は污水管は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 屋内の排水管又は污水管を屋外の排水管又は污水管に</p>	

条文	変更後	変更前	変更内容
	<p>接続する場合は、原則として柵を介して行う。</p> <p>(2) 横引き配管の勾配は、管径に合わせて適正な管勾配を確保する。</p> <p>(3) 排水横枝管等が合流する場合は、45度以内の鋭角をもって水平に近く合流させること。</p> <p>(4) 通気管は、次に掲げるものとする。</p> <p>①通気管は、排水横枝管等より垂直ないし45度以内の角度で取出すこと。</p> <p>②通気管は、すべての立て管に向かって上り勾配をとり、いずれも逆勾配又は凹凸部のないようにすること。</p>	<p>接続する場合は、原則として柵を介して行う。</p> <p>(2) 横引き配管の勾配は、管径に合わせて適正な管勾配を確保する。</p> <p>(3) 排水横枝管等が合流する場合は、45度以内の鋭角をもって水平に近く合流させること。</p> <p>(4) 通気管は、次に掲げるものとする。</p> <p>①通気管は、排水横枝管等より垂直ないし45度以内の角度で取出すこと。</p> <p>②通気管は、すべての立て管に向かって上り勾配をとり、いずれも逆勾配又は凹凸部のないようにすること。</p>	